

# 社会福祉法人晶貴会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人晶貴会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 常勤とは、この法人を主たる勤務場所とし、法人の業務に原則週5日以上従事する勤務形態をいう。

2 非常勤とは、常勤以外の勤務形態をいう。

## (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として報酬及び職務遂行に伴う交通費を支給する。

## (役員等の報酬)

第4条 役員等が評議員会若しくは理事会に出席し、又は法人業務に従事したときは、報酬を支給する。

2 役員等の報酬額は、別表に定める額とする。

## (報酬等の支給方法等)

第5条 理事長の報酬は、毎月初日から末日までの分を当月27日（その日が日曜日、土曜日又は祝日の場合はその日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日でない日）に金融機関の口座に振り込む方法により支給する。

2 理事長以外の役員等に対する報酬は、当該会議等に出席・出勤した都度支給する。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

4 交通費については、社会福祉法人晶貴会 旅費規程に基づき支給する。

## (出張旅費)

第6条 役員等が出張する場合は、前条第4項の規程に基づき旅費（交通費・日当及び宿泊料）を支給する。

## (この法人職員給与との併給)

第7条 この法人の職員を兼務し、職員給与を支給している理事に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。  
社会福祉法人晶貴会 役員旅費規程は平成28年3月31日をもって廃止とする。
- 2 この規程は、平成29年度開催の定時評議員会の日から施行する。
- 3 この規程は、平成30年度開催の定時評議員会の日から施行する。
- 4 この規程は、令和3年度開催の定時評議員会の日から施行する。
- 5 この規程は、令和7年6月18日から施行し、令和7年6月1日から適用する。

別表（第4条関係）

(1) 評議員

勤務形態	金額
非常勤	日額 12,640円

(2) 役員

各年度における役員の報酬の総額は7,000,000円を超えない範囲で報酬として支給することができる。

役職名	勤務形態	金額
理事長	非常勤	月額 500,000円
理事	非常勤	日額 12,640円
監事	非常勤	日額 12,640円